

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

簡易型船舶自動識別装置を船舶局に使用するための特定無線設備に追加すること。(第二条第一項関

係)

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行する。